ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条に定める欠格事由に該当しない者であること。

③　１⑷①及び②に掲げる業務に対応した予決令第72条の認定等を受けている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長（以下「局長」という。）から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていない者であること。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑥　関東地方整備局が本事業に関する検討を委託（再委託企業を含む）したＰｗＣアドバイザリー合同会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、株式会社日総建、株式会社総合設備コンサルタント、株式会社コンステック、イスミ設備設計株式会社と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑦　関東地方整備局内に設置した「横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、⑴⑧に同じ。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶　設計企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの設計企業も上記①及び②を満たしている者であること。

設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は次のアからエまでによること。

なお、提出者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。

なお、次のアからエまでの分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

ア　建築分野　平成21年国土交通省告示第15号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの

イ　構造分野　同上「構造」に係るもの

ウ　電気設備分野　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

エ　機械設備分野　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

④　次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

また、上記③に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、以下の⑦の要件を満たしていなければならない。

ア　管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ　各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。

⑤　管理技術者及び建築主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑥　管理技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑦　次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア　平成15年４月１日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（管理技術者の場合は上記④アの分野も含む。）での実績に限る。ただし、管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。

また、上記の期間に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、休業期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を１年単位で延長するための申請を行うことができ、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである（長期休業期間が１年に満たない場合であっても、１年として切り上げて期間を延長することができ、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が１ヶ年を超える毎に評価対象期間を１年単位で延長することができる。）。なお、産前・産後休業とは労働基準法第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。

イ　平成15年４月１日以降の業務実績とは、平成15年４月１日以降に業務の契約履行が完了した設計業務（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

ウ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあっては⑷の、電気設備主任担当技術者にあっては⑻の、機械設備主任担当技術者にあっては⑹の項目に該当する実績を有していること。

エ　実績要件

⑷　管理技術者、建築主任担当技術者又は構造主任担当技術者

次のａからｃまでのすべてを満たす建築物の新築の基本設計及び実施設計業務

ａ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ　規模　１棟で延べ面積15,000㎡以上

ｃ　用途　次の⑴又は⑵のいずれかに該当する施設

⑴　事務所・庁舎

⑵　複合用途施設（１棟で⑴の用途と認められる部分がｂの床面積以上ある建物）